

第 29 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地法第 3 条関係について（所有権移転）
議案第 2 号 農地法第 3 条関係について（賃貸借権設定）
議案第 3 号 農地法第 4 条関係について
議案第 4 号 農地法第 5 条関係について
議案第 5 号 農地転用許可後の計画変更承認申請について
- 4 報告事項 ①公共工事に伴う農地の一時使用届について
- 5 協議事項 (1)令和 7 年度農業功績者・農業名人認定候補者の推薦について
(2)地域計画検討懇談会の開催について
(3)その他
- 6 その他 (1)農地相談会の報告（農業振興部会）
(2)その他

7 出席農業委員（11人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
城田忠志	伊藤良夫	唐澤喜廣	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

原 聡美	太田和也
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	池上裕介		

唐澤英樹委員	資料の3ページにある [] の部分は、ここは何でしょうか。
唐木義秋委員	<p>説明不足で申し訳ありません。</p> <p>実は、この狭小地といいますか、 [] 平米のところに隣接する農地の地主は [] ではありません。</p> <p>同じく南殿の関係の [] ですが、 [] に住んでいるそうで、たまにこちらへ帰ってくるそうですが、この方もいろいろな人に農地を全て貸しているという状況にあります。</p> <p>たまたまこの狭小地に隣接する農地は [] が耕作しているということで、話をしたようです。</p> <p>蛇足かもしれませんが、 [] にこの狭小地を購入してもらおうという手もあったかもしれませんが、結果的に購入してもらったとしても、本人は耕作をできないので、今回の手段がベターかなと判断します。よろしくお願いします。</p>
議 長	他にご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ご質問等なければ、番号7-9について許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号7-9につきましては、可と致します。
事 務 局	<p>議案第2号 農地法第3条関係について (賃貸借権設定)</p> <p>朗読 上程</p> <p>1件 1筆</p>
議 長	担当地区の小林委員より補足説明がありましたらお願いします。
小林美晴委員	補足はございませんが、申請地の横にある四角い赤の土地もそうなのですが、譲受人の [] が [] の体調が悪いということでこの部分も草刈りをやってあげているそうです。
議 長	番号7-10についてご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)

議 長	賃借料は■■■■■ 円ということでございますが、質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	7-10 につきましては、可と致します。
事務局	議案第3号 農地法第4条関係について 朗読 上程 1件 1筆 なお、関連があるため議案第4号農地法第5条関係の番号1についても併せて説明させていただきます。 朗読 上程 1件 1筆
議 長	担当地区が私になりますので、補足説明をさせていただきます。 先ほど事務局より説明がございましたが、まず農地法第4条関係ですが、申請人の■■■■■が相続で取得した土地であり、自分の土地に自分の住宅を建てるということで4条申請、それから次のページの農地法第5条関係ですが、■■■■■の■■■■■と共有名義で家を建てるという計画です。 そして、本冊の8ページと9ページに共有名義の場合の申請についての説明資料を事務局より用意いただいたのでご覧いただきたいと思います。 内容としては、8ページの参考図などを見ていただくと、■■■■■が4条、■■■■■が5条申請が必要になるということになりますので、よろしく願いいたします。 それでは4条関係番号1、それから5条関係番号1の一括ご質問・ご意見をお受けします。 ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	4条関係の番号1、5条関係の番号1につきましては、可と致します。 それでは5条関係番号2からにつきまして、事務局より説明をお願いをし

<p>事務局</p>	<p>ます。</p> <p>議案第4号 農地法第5条関係について（番号2から） 朗読 上程 9件 16筆</p>
<p>議長</p>	<p>1件ずつ審議をしまいたいと思います。</p> <p>番号1は先ほど可としたため、番号2の関係から入りたいと思います。</p> <p>番号2の担当地区は私ですので、補足説明をさせていただきます。</p> <p>地図の10ページの赤い所ですが、[REDACTED]の[REDACTED]が亡くなったため相続をした土地であり、この10ページの道路を挟んだ北側にも家があり[REDACTED]がこの住宅も買い取り改築をし、売買するという事のようにです。</p> <p>申請地の南側と東側も住宅があり、1区画だけ残っても仕方ないので[REDACTED]が一体で事業を行っていくそうです。</p> <p>12ページを開いていただき、ご存じだと思いますが、建築条件付き売買予定地に係る農地転用の取り扱いについてということですが、少なくとも概ね3ヶ月以内に建築業者との契約することを約するという事などが、許可の要件となります。</p> <p>申請書の記載方法ということで、このあと2つ特定建築条件付売買予定地の申請が出てくるかと思いますが、それぞれこの申請書に、その他参考となるべき事項という欄を設けて、その旨を書きなさいよということになっております。</p> <p>それぞれの申請の説明を受けたと思いますが、私のところにも[REDACTED]から申請書が来まして、その他参考となるべき事項という1のところは要件が全て書いてありまして、そして、期限内に売買できない場合については、転用事業者が自ら住宅を建てるということも書いてあります。</p> <p>なので、それぞれ説明を受けた方は、この事項が載っているかどうかというのを申請書の中で確認をしていただければと思います。</p> <p>また、12ページの下の方をご覧くださいと、農地転用許可の条件ということで、(1)にもありますが、進捗状況の報告を受けることになっておりますので、特にこの関係については建築業者か司法書士かわかりませんが、間に入っている人に必ず確認をとってもらい、放置されないように確認をしてもらうことをお願いしたいと思います。</p> <p>番号2について何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>

議 長	ご意見・ご質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号2につきましては、可と致します。 続いて番号3につきまして担当地区の唐澤忠委員より説明をお願いします。
唐澤忠委員	地区は14ページをご覧ください。 右の方に■■■■とあるんですが、そこから西側に直線で約200mぐらいの場所になります。 北側には草の生えた狭い農道があり、それから南側には沢尻のメインである道路があり、その下に砥屋川という川が流れています。 東側には、村の持ち物で下水道のポンプアップの設備があり、西側の方は、■■の土地で現在は水田になります。 譲渡人、譲受人との関係は■■■■関係になり、お子さんが今まで■■■■に住んでいたのですが、その方の上の子が小学校に上がる前に南箕輪村で家を建てて申請地に住みたいということから、今回の申請に至っております。 先ほど申したように、特に周りの農地への影響はほとんどないと思われま す。よろしくをお願いします。
議 長	番号3につきまして補足説明をいただきました。 親子関係でございますが、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号3につきましては、可と致します。 番号4につきまして、酒井明委員より補足説明をお願いします。
酒井明委員	南原のコミュニティセンターから大型道路の下で、親が2人とも亡くなっ てしまったので、■■■■が相続した土地を今までは週に1回程 度来て荒らさないように手入れをしていたんですが、その所に現在、住 宅と、物置や作業所で宅地になっている部分の住宅なども全部壊し、その 東側に農地があった所を含めて6区画の特定建築条件付売買予定地の計画 ということで申請されています。

	<p>南側と北側には道路があり、あとは全部宅地に囲まれた土地で、よそで生活の基盤を作っているのでは、問題ないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>番号4につきまして補足説明をいただきましたが、6区画という内容だそうですが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>番号4につきましては、可と致します。 番号5につきまして、担当地区の酒井文代委員より補足説明をお願いします。</p>
酒井文代委員	<p>地図は18ページをご覧ください。前回の農振除外の時に見ていただいた農地です。 農用地区域からの除外が済んだので、5条申請で家を建てるということになりましたので、特に問題はないかと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。農振除外を行った案件ということでございますが、ご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>番号5につきましては、可と致します。 番号6につきまして、担当地区の征矢委員より補足説明をお願いします。</p>
征矢昌博委員	<p>番号6ですが地図は20ページになります。 先月の委員会の時に、 が したため、承継人の の方で、特定建築条件付売買予定地という計画で申請がありました。 以前、許可を受けた5区画中3区画は家が建っており、残りの2区画について、前回は1区画の申請が許可となりましたが、残りの1区画について</p>

	<p>もやっと申請が出てきたのでこの土地はこれで進んでいくかと思っています。</p> <p>場所も北殿駅から近く、■■■■を越えて昔の■■■■のすぐ南側の所で宅地化が進んでいる場所になります。</p> <p>この後の議案第5号でも転用後の計画変更ということで申請が出てきますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	番号6につきまして補足説明いただきましたが、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号6につきましては、可と致します。 <p>番号7・8について同時に、担当地区の太田委員より補足説明をお願いします。</p>
太田和也委員	番号7と8は太陽光発電の関係です。 <p>番号7・8両方一緒にいいと思いますが、先日、2回目の住民に対する説明会がありましたが、説明会の資料などは■■■■から来ていますか。</p>
事務局	事務局の方には来ていませんが、住民環境課の方には説明会の報告は来ているかもしれません。 <p>確認をしておきます。</p>
太田和也委員	1回目は、この地域の住人ではない方が3名来て、太陽光発電そのものの否定を2時間ほど喋って紛糾したような感じで終わったそうですが、今回は前回来られたうちの1名が来られたようですが、「結局私達がどんな反対をしようとする権利も権限もないんですよ。」と言って帰っていったそうですが、この地主さんと周りの方たちとしては、全く問題なしということで話がなっております。 <p>太陽光パネルが向く側は、■■■■側の■■■■になるわけですが、急峻な部分になっているため、家がほとんど建っておらず、反射の照り返しの影響も非常に少ないため、周りの住民の方たちは賛成しているようです。</p> <p>さらに、申請地の付近の大清水川沿いや堰堤を直す工事も近々始まるとい</p>

	<p>う部分もあり、ちょうどこの工事用の取り付け道路もこの太陽光パネルでできてしまうため、願ったり叶ったりというのがご近所の皆様の意見のようです。</p> <p>川沿いの部分は、車で入れるスペースがほとんどないため、工事で道路が広くなり大清水川の堰堤の工事もやりやすくなるということで、周りの方々は諸手を挙げているような状況です。</p>
議長	<p>現況が田と畑になっていますが、今は何か作ってるんですか。</p>
太田和也委員	<p>この土地は、ほぼ何も作っていませんが、ずっと綺麗に起こしてはあります。</p>
議長	<p>パネル 500 枚というのはどのぐらいの規模になるんですか。</p>
太田和也委員	<p>■■■■■■からもらった資料を忘れてきてしまったので詳しいことは言えないですが、かなり大きな開発になるはずです。</p>
議長	<p>村の条例というのは大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>この申請が来た時に、各課に意見を聞きましたが特に支障がないということで、回答が来ています。</p>
議長	<p>役場の方、関係部署に相談を受けていて、異議なしというような内容のようでございますが、ご質問・ご意見ございましたらお願いします。</p> <p>唐木委員どうぞ。</p>
唐木義秋委員	<p>議案書の譲渡人の外 2 名や他筆というのはどういう意味か教えてください。</p>
事務局	<p>譲渡人が 1 名以上おり、申請地も複数ある場合の表示となります。</p> <p>例えばですが、他筆で今回の番号 7 の方で言えば、■■■■■■が 3 筆別の所有者の方 2 筆持っていて、さらにもう 1 人の所有者が 1 筆譲り渡すためこういう書き方になります。</p>
唐木義秋委員	<p>それぞれの地主の名前はこういう場合は載せずに、代表者がということですか。</p>
事務局	<p>そうです。■■■■■■の他に 2 人、筆も複数筆あるというような意味合いになります。</p>

議 長	補足説明いただきましたけれども、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	番号7・8につきましては、可と致します。 続いて番号9について担当地区の酒井明委員より補足説明をお願いします。
酒井明委員	先月見ていただいた農道沿いの農振除外の申請地の所で、すでに工事をやっております、11月のいっぱい程度でその工事が終わるので、綺麗に整地して、現状回復させて元の農地に戻すという一時転用です。 今後、 にこういうことのないようにとお願いをしておきました。
議 長	この件は私も謝らなきゃいけないのですが、農振除外申請の時に現地調査に行きましたよね。 見に行ったら、土などが盛ってありここを除外するのかと、これではまずいんじゃないかということで、事務局で指導していただき、審議会時には綺麗に整地されておりました。 最初に見に行った時に、仕事の延長線だからしょうがないのかなと考えましたが、除外するのであれば違反がないように指導すれば良かったと反省しています。 先ほども話しましたが、審議会の時には整地をされていたため、除外はやむを得ないということになりました。 いずれにしても、除外申請から6ヶ月ぐらいはかかるんじゃないかという経過の中で、今工事をしているため、その資材を置いたりするという一時転用の申請だということでございます。 ご質問・ご意見はございますか。 唐木委員どうぞ。
唐木義秋委員	3点質問ですが、一時転用を11月20日から31日までの10日間ということですよ。 例の農振除外の許可が下りてくるのは1年ぐらいかかるということで、実際にその許可が出てから土地を動かすことになろうかと思いますが、その間は何も使えないってことですかというのが一点目。

事務局	<p>あるいは、前回は話がありましたが、一時転用の期間は2年か3年という話があったので、例えばここで一時転用の期間を11月20日から来年の11月の20日までという期間で出すことは可能なのかが2点目。</p> <p>それから、除外申請は必ず半年から1年かかりますよということでその間に例えば、何かに使いたいとなり、今回のような土場にするとか、重機を置くとか資材を置くということをした場合には、この一時転用の申請をすれば、ノーマークというかそのままいけるんですかというのが3つ目の質問です。以上3点です。</p> <p>まず一時転用と申しますか、今の状態は違反転用となるため申請代理人の司法書士に来ていただき注意をしました。</p> <p>工事を行った業者はとても反省しているとのことでした。</p> <p>申請代理人から業者に注意していただき、再度確認しましたが、11月の末までの使用ということで、その後はもうトラロープをかけ、シートを引いて入れないようにすると宣言していただいたので、今回の一時転用の期間終了後に何か置いたりした場合は違反転用になるということを指導し、今後は担当地区の委員に定期的に確認していただき注視していくということは厳しく伝えさせていただきました。</p> <p>一時転用については、間に合わなかったから延ばすという考えでは困りますが、委員さんたちの方でも、申請時や審議の際、計画性があるか確認していただき、審議においても計画性について確認した上で許可を出すということをお願いします。</p> <p>3つ目の質問の回答については、申請内容が適切であれば、やむを得ないということになりますが、最終的には復元をちゃんとしていただくのが条件となります。</p>
議長	<p>話があったように、除外申請は6ヶ月から1年かかる中で、まず整理したいのは、農振除外をする土地について、除外手続きの間に、こういうことに使いたいよということやむを得ない理由がであれば、一時転用の申請を出していただき許可され、使い始めた時と同じように原状復旧をしていただければ、法的には何ら問題ないと私は思います。</p>
唐木義秋委員	<p>わかりました。</p> <p>一般的にあり得るといことなんですが、過去にそういう事例はありますか。</p> <p>要は私が言いたいのは、一時転用許可を農業委員会が出して、どんな使われ方をするのは自由で、もし除外申請が下りないのであれば、原状復旧をするのがルールなんですが例えば、これから先ほどもらった資料を見て思いましたが、一時転用を許可したが除外申請の許可がなぜ出ないんだとい</p>

<p>事務局長</p>	<p>う訴訟とか、そういうリスクはないかという心配があります。</p> <p>農業委員会に任せられている範囲と認識するなら例えば1年先に工事をスタートしたいのであれば、必ず1年以上、1年か半年前に除外申請の届出をして、そのスケジュールに合わせるようにしてくださいと。なんていうのかな、ロードマップというかそういう導きの方がいいのかなと私は思うんですけどね。</p> <p>何が起こるかわかりませんし、何でも訴訟してしまえという人が多い中で、その辺は慎重に、農業委員会も対応した方がよろしいのではないのでしょうかと思いました。</p> <p>昔私が次長をやっていた時は、そのような事例はありましたが、今回は隣が宅地なので、わかりにくいのですが、普通農地である所に申請が出てくれば、そこは当然手はつけないはずなので、たまたま今回は隣が宅地だったため、わからずに手をつけてしまったというだけの話で、通常だとあまりあり得ないケースだと思います。</p> <p>農地のところに除外申請が出てきたら許可が下りるまでは手をつけてはいけないのですが、たまたま駐車場用地として1ヶ月だけ一時転用したいとかというのは過去にあり、それは許可しました。</p> <p>ですが会長が言ったとおり、本来は原状復旧してから農振除外の手続きをしてもらうという形になってきますので、本当に今回は元々サイロがあったという場所で、農地ではありますが耕作地ではなかったので余計にわかりにくかったというのがあるんだと思いますが、基本的には申請の内容を見ながら、判断していくというのが現状だと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ちょっと思い出していただければ今、局長が言われましたが、宅地化されたところなど青地があの一隅だけであるため、本当に特殊で、難しいんですけどね。</p> <p>昔、宅地化された所に残ってしまった農振農用地がいくつかあり、そのような所ではまとめて除外してしまった方がいいのかなというところがいくつかあり、その除外をまとめて申請しようという話をしましたら、今と同じように1件ごとに審査をしなきゃ駄目だということを言われまして一括で除外ができず宅地に囲まれ取り残されたままの所が村内にもいくつか残っています。</p> <p>なので、そこもそのままになってしまっているのですが、しょうがないので1件1件丁寧に除外の手続きを取っていかないといけないですね。</p> <p>ご迷惑をおかけいたしました、一時転用後は、トラロープを貼って使用しないようにするということですので、そこを信じていきたいなと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>他にご意見などございますか。</p>

委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	番号9につきましては、可と致します。
事務局	議案第5号 農地転用許可後の計画変更承認申請について 番号は7-4となります。 先ほどの農地法第5条の番号6と同じ案件となっておりますので、土地の所在等については省略させていただきます。 朗読 上程 1件 2筆
議長	ありがとうございました。7-4につきまして担当地区の征矢委員より、補足説明がございましたらお願いいたします。
征矢昌博委員	先ほどのとおりですし、前回の残りですので特に問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。
議長	ご意見・ご質問はございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、許可するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	議案第5号につきましては、可と致します。
事務局	2 報告事項 報告事項① 公共工事に伴う農地の一時使用届について 1件 1筆
議長	報告事項の①につきまして、ご質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)

議長	質問等なければ、受理するという形でご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議長	報告事項①につきましては、受理と致します。
事務局	<p>3 協議事項</p> <p>(1) 令和7年度農業功績者・農業名人認定候補者の推薦について 上伊那農業委員会協議会より令和7年度の農業功績者と農業名人の候補者の推薦依頼が来ているため協議をお願いします。</p> <p>昨年は久保の■■■■■■■■■■を功績者として推薦しております。 名人については昨年は推薦しておりません。 それでは協議の方お願いします。</p>
議長	<p>提出期限が12月12日ですので、来月の総会までに各地区で検討していただき、今日思いつく人がいれば、名前を挙げていただければいいですし、来月の総会や12日でも構いません。</p> <p>そして、前回も話がありましたが、農業に励んでいただく意欲づけになるのではないかという話もありますので、極力名前を挙げていただいて、南箕輪から1名出していければと思っていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>今、思い当たる方はおられますか。</p>
唐木義秋委員	<p>いないですが、意見をいいですか。</p> <p>以前、農業委員会で推薦をした方がご辞退したという事例があり、誰でも受けてもらえるわけではないということで、できれば第2候補までは出しておき、もし第2候補の方も受けてもらえないのであればしょうがないですが、ご配慮いただければありがたいなと思います。</p>
議長	第2候補まで挙げればいかなと私自身も思います。
伊藤会長代理	会長経験者は功績者には入らないんですか。
事務局長	<p>入ります。</p> <p>この前も■■■■■■■■■■も入っておりますので、会長職を降りた次の時に、表彰をしています。</p> <p>功績者とは異なりますが違った意味で感謝状は渡しております。</p>

伊藤会長代理	■■■■がよいと思いました。
議 長	今、■■■■と具体的に名前が出ましたが、みなさんも考えていただき、提案をしていただければと思います。
事務局長	■■■■は感謝状をもらって2年後に功績ということになりますが、その辺は上伊那農業委員会協議会に可能かどうか確認をしたいと思います。
議 長	<p>いずれにしても来月の総会で話をするということで、それぞれ地区で検討していただければと思いますのでお願いします。</p> <p>それではここで一旦10分くらい休憩したいと思いますので、お願いします。</p>
	(休憩 14時45分から14時52分まで)
議 長	それでは協議事項の(2)に入ります。
事 務 局	<p>(2) 地域計画検討会議の開催について</p> <p>資料の40ページをお開きください。</p> <p>以前の総会でもお話をさせていただいたきましたが、今年の3月に地域計画については委員の皆さんに大変ご苦勞をいただいて、まとめ上げることができました。</p> <p>その地域計画ですが、1年に1回見直し等を行うことになっておりますので、今年度の地域計画の見直しについての説明になります。</p> <p>名称を地域計画検討懇談会と変えさせていただいております。</p> <p>概要につきましては、今、申し上げたとおり今回は3月に策定したのものからさらにブラッシュアップをしていこうというものになります。</p> <p>開催日は11月28日と今月末になりますが、予定をしていただければと思います。</p> <p>時間は、以前利用調整会議をやっていたような形で、19時から20時半ごろまでの予定で、集合が18時半、受付開始を19時までの間で対応いただければと思います。</p> <p>参加対象者ですが、将来的な村の農業を担う方々ということで、認定農業者の皆さん、大規模に農業をされている方、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さんが認めた農業者、あとは地域計画検討委員を令和5年度に立ち上げていますので、その検討委員の皆さんを招待して開催させていただければと思います。</p> <p>その検討委員ですが、令和5年度に委嘱し、2年任期のため令和7年の11月23日でちょうど委嘱した期間が切れてしまい、今回のこの懇談会の前に</p>

	<p>委嘱式を行いたいので依頼しております。</p> <p>委嘱式自体は、18時15分頃から行いたいと思いますが、詳しくはこの後の協議会の方で説明しますのでご承知いただければと思います。</p> <p>運営については、農業委員と農業委員会事務局・農政係の方で行っていき、会議内容については目標地区の見直しと農地と耕作者の利用調整となっております。</p> <p>資料としては事務局で用意するため割愛させていただきます。</p> <p>会議の進め方につきましては、講堂で行い、村内の4地区もしくは、地域計画を策定した9地区にするかはまた後程検討するとして、グループを分けてそれぞれ委員さんや、参加者の皆さんで集まっていただいて、グループごと地図にある程度将来的にどのように集約していくかのイメージを皆さんで考えていただくというような形を想定しています。</p> <p>資料の42ページから44ページに農業者へ送る通知の様式を載せておりますのでご確認ください。</p> <p>また、回答いただく内容としては、まず、当日の出席確認と、村の地図に今後、この地域のこのエリアを重点的にやっていきたいという意向を提出してもらう予定です。</p> <p>事前に実施したアンケートの意向調査の結果をもとに白地の地図に色をつけたものをもとにして、当日会議を進めていった方がスムーズに進みかつうまく集約ができていくかなと思っています。</p> <p>簡単ではありますが、地域計画検討懇談会についての説明は以上です。</p>
議 長	説明いただきましたが、何かご質問等ございますか。
農政係長	<p>前前回、参考にということで認定農業者のリストをお渡ししましたが、事務局でも検討し、基本的には同じ認定農業者ですし、基本的に全員お呼びするというので事務局は考えております。</p> <p>また、農業委員さんや最適化推進委員さんで地域として、他に呼びたい方がいればそれはお受けしようと思いますので、総会が終わった後で、池上の方に申し出ていただければリストアップしますので、そんな方向で事務局は考えています。以上です。</p>
議 長	<p>係長の方から補足説明をいただきましたが質問等ございますか。</p> <p>唐澤委員どうぞ。</p>
唐澤忠委員	<p>会議内容の見直しの仕方、参加者の中で、将来自分が欲しいエリアややりたいエリアというのを決めるわけですが、そこには相手方は必ずあるわけなので、そういったものの調整は移行の中で進めていくというイメージなのか、それとも、地域計画外を持っていて、そこを離れて地域計画内の</p>

	<p>ところに移ってしまうと、地域計画外は誰が耕作するのかという問題もあるのではないかと感じましたが、そこら辺はどんなふうに進みますか。</p>
農政係長	<p>特に沢尻は中山間のところだけがエリアになっており、それ以外の例えば西箕輪線のあたりなどが入っていないところを恐らく今、唐澤委員が危惧されていると思いますが、28日にお集まりいただいて、話し合いをしていただく中で当然全員が全員そこに集中してしまっても、こっちが誰も手が回らない状況でもいけませんので、そこも加味しながら話し合いを進めていただければと思います。</p>
唐澤忠委員	<p>沢尻は、認定農業者が2人しかいないんですよね。 その方たち以外は本当に小規模で作ってる方が多いので。</p>
農政係長	<p>そういうことであれば、このあと唐澤委員から沢尻はこの人を呼んで欲しいと希望をいただければ、リストアップをし、認定農業者になっていなくても沢尻は3人でも4人でも28日の懇談会に呼ぶことは可能です。</p>
唐澤忠委員	<p>あとは、最初に質問をした、例えば自分の欲しいエリアで5ヘクタール将来やりたいというのに対して、今その場所を作っている人たちの調整はどうやって進めるかというあたりです。</p>
農政係長	<p>それにつきましては、地主や今作っている方の関係もあるので、今年決まったとおりに来年から組み替えや、耕作者を変えなきゃいけないこともないので、あくまでも認定農業者や地域の担い手農業者が集まってこうなったらいいよねという理想の絵を作るものです。 そこには当然地主さんの意向は入ってはきませんが、まずは担い手の方で一つのたたきとして作るという中で、それに向けて10年間で事務局と農業委員さんと最適化推進委員さんと地主さんとの調整や今作っている方の巻き替えや交換というのが少しずつ始まっていくのかなというイメージでいます。</p>
議 長	<p>そんなギチギチに捉えることはないと思うんです。 必要なのは、まず集約をしていこうよということであり、集約する場合については、作っている人の同意を得なきゃいけないのですが、中心的農業者が自分はこちらを作りたいよという絵を描きたいと私は思っており、そのようなレベルで私はいいいと思います。 あと、43・44ページのこの地図を送るの？</p>
事 務 局	<p>とりあえずA3の見開きのものを送ろうと思っています。</p>

議 長	ちょっと図が小さくて見づらいかな。
事 務 局	大体といたしますか、ひとまず出していただいて、それが全部採用されるわけではないので当日来ていただいて、まとめていこうというところですが、図が小さいですかね。
事務局長	<p>小さいということは承知はしており、先ほど唐澤委員からもあったのですが、一筆一筆の話になってくると、恐らくこの会議の2時間ではとても終わらないと思いますが、事務局の方で考えたのは、今会長が最初おっしゃったとおり、村の今後中心になっていくのは認定農業者で、その方がまずどういう将来を見据えてるか大まかな理想の絵を作りたいなど。</p> <p>地区ごとに地図を送るのであれば、実際の村図を送るとか、もう少し図を大きくできるとは思いますが、一筆一筆でここをやるとかではなく、この辺を今やっていて大体この辺をやりたいなというのをまずいただいて、あとは当日集まるので、そこで地区やエリアごとに例えばAさんがこの辺で、Bさんがこの辺でというのをまずみんなの理想を作り、先ほど鈴木係長が答えましたが、今後そこの中で様々農地の貸し借りなど出てきた時には、このエリアはこの人がやりたいと言っていたなという形で、徐々にその調整を進めて10年後に向けて少しずつ絵を完成していきたいなというのが今、事務局で考えているところです。</p> <p>そうではないと、この前の北部3町村の研修会でお話あったようですが、全国的に半分ぐらいの市町村が現在の耕作者が10年後も引き続きということですので、それをずっと繰り返しても意味はありませんので、まず理想の絵を書いて、そこに向けて少しずつみんなで力を出してやっていこうというのが今、事務局の考えですのでここでご検討いただいて、まだ修正はできますので、ご意見いただければと思います。</p>
農政係長	先ほど補足を一つ忘れており、1年前の時もそうでしたが、10年後の耕作者を今後検討していくということもありで、今回の会議の1時間半でこの一筆一筆ではなくても全部のエリアを全て埋めなければいけないことはなく、当てはめていって調整がつかないところがあれば、農地の流動の様子を見てここはまた来年考えよう、今後見ていこうというのでも構わないので、そこもお含みいただければと思います。
議 長	他に質問等ございますか。唐木委員どうぞ。
唐木義秋委員	最終的には私の考えとしては、大型の圃場整備をして、スマート農業で自動で動くような機械を積極的に導入し、最終的には、テスラのロボットを

	<p>使うというイメージを持っています。</p> <p>それはあくまでイメージで本当にできるかどうかというのはよくわかりませんが、私の質問は、例えば新潟あたりの大型圃場を持っているところの地域計画の進み具合です。</p> <p>例えば、我々と同じようなレベルや内容で検討しているとすると、私が言った圃場整備をすればとても良くなるというのが、全然当てはまらなくなってしまいます。</p> <p>なので、新潟がいいのか関東平野がいいのか、いわゆる大型の圃場で大規模にできて集約がしやすいようなところの検討状況のようなものが、もし情報収集できるとすれば、大変かもしれませんが、集めていただければ非常に興味のある資料かなと思いますので、お願いをしたいと思います。</p>
事務局	<p>大変参考になりました。頑張ってみます。</p>
事務局長	<p>今、唐木委員がおっしゃったことは、私も知りたいなと思っていて、この前の研修会に行けなかったのですが、11%がうまくいっているという事例がどういうものなのかと思っています。</p> <p>逆に言うと、過疎が進んでいるような集落が進んでいるのか、大規模なところが進んでいるのか、それによって我々も進め方が違うと思います。</p>
倉田明彦委員	<p>日本の国土が非常に広い中で、農地はパーセンテージからいくと、数%ということではないですが、森林などに比べれば狭いということです。</p> <p>ただ、今のうまくいっている11%というのは、関東平野だとか新潟庄内のようにいわゆる米どころと言われているところが法人化されており、 と同じような感じですが、地域の個人の耕作者もみんなそこへお願いし、仕入れから刈り取りから全て法人が自己で賄っているということですが、刑事責任が重いものを役員がみんな背負っているということのようです。</p> <p>そのため、平地がそういったものがものすごく進んでいるということですが、ただ、中山間地はまだそこまでは行っていないと、なかなかその地域計画が組めないという情報は聞いてます。</p> <p>特に東日本はかなり進んでおり、西日本は遅れているというちょっとした情報です。</p>
議長	<p>いずれにしても、うまくいっているという資料の内容を集めていただきたいと思います。</p> <p>それと、焦らず徐々に精度を高めていき、段階を踏んでいきましょう。</p>
唐木義秋委員	<p>異を唱えるわけではないんですが、例えば、現実としてまっくんファーム</p>

征矢昌博委員

は皆さんご存じだと思いますが、南箕輪の農業を集約し、農業ができなくなった人の農地を集めたり借りたりして農業経営をしています。

私はそこにアルバイトで時給 ■■■ 円もらっており、とてもいいんですが、まっくんファームですら人手不足と言っており、あと数年したら集約など受け入れられないと思います。

地域計画に反対するつもりはないですが、私がお願いしたいのは、地域計画をやりながらまっくんファームの現状を打破するための保護策があればと思います。

大変ですがこれを頑張ってやれば、宮下一郎さんが補助金をくれると言っていたので。

村で唯一の農業法人であるまっくんファームを将来的にも運営できるように何とか農業委員会としてバックアップができないかなと農業委員としても感じます。

圃場もどうするかも含めて、会長や代理に骨を折っていただいて、まっくんファームに農業委員会で何かできることはないかなどのヒアリングあたりから始めていただきたいと思っています。

唐木委員の想いもすごくわかりましたが、事務局の方でこれだけ準備していただき、ありがたいと思っています。

今、大規模にやっている人たちがやりたいエリアで全体がカバーできるとありがたいと思っているのと、それを把握していくことができればと思っており、実際に耕作しなくなる人というのは10年後とかは考えておらず未定で、現在耕作されている方は、まだやるんだとしか言わないので土地を次の人の名前にしていいかと言ってもそこまで了解してくれる人が現在いない状況です。

ですが、作れなくなったら私が作りますよという人だけが地図でカバーできてくれば、急に作らなくなった時でも、すぐ交渉が始められるというところがあると思います。

そして、どなたがどこら辺を作るかをやりながら、今、大規模にやっている人も所在があちこちのところを作っていると思うので、その作っている農地も交換し、集約していくようなことができなければいいと思っています。

ある人は、買えるところはどんどん買って行くけど、草刈りを全然しないやつにばかりに売るなという苦情もかなり聞いていまして、あの圃場と交換しろと言われても俺は嫌だよというような状況にもなっていますが、かといって売りたい人からしてみれば、もうすぐにも見つけてやらなければいけないような状況も続いており、買ってくれる人に買ってもらうざるを得ないような状況は続いていますが、農地をうまく使っていこうとしたら、荒らしている人は荒らしている人でまとめ、草ボーボーでも周りから苦情がいかない状態にして、綺麗にしている人のところは常に綺麗

	<p>な絵でまとめていくということもしていかなきゃいけないと思っていますので事務局は大変ですけどよろしくお願いします。</p>
唐木義秋委員	<p>私のせいで変な話になって申し訳ないですが、話を戻して最初に事務局が策定してくれたスケジュールにのっとり、粛々と進めていただければと思います。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。地域計画については、征矢委員にうまくまとめていただきましたが、まさに昨日事務局での打ち合わせで征矢委員がちょうどおっしゃったようなことを事務局として考えていこうという話でいきたいと思い、今回、その第一歩ということでお願いしたいと思います。</p> <p>まっくんファームにつきましては、議会からもそのような依頼が来ており、村で何とかということですが、結局は人的支援をどうするかという話になっています。</p> <p>議会からも言われて、それもまっくんファームと意見交換を村としてもやっていかないといけないと思いますので、どういった形の支援ができるかというのを■■■■でもあり、現在事務局をやっている■■■■と意見を聞きながら進め、村としても何か考えていきたいと思っています。</p>
議 長	<p>地域計画については、事務局の案に沿って少しずつ進めてまいりたいと思いますので不安かもしれませんがよろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>それと地域計画については、去年の話し合いで多分皆さん感じたかと思いますが、実は認定農業者の出席が少なかったです。毎年やっていた農地利用調整会議も実は、認定農業者はあまり出席しておらず、あまり知らないような人が来たり伊那市の方がいっぱい来たりはありましたが、事務局としても認定農業者の意向をしっかりと確認した上で、認定農業者ができない所は他の人がというように、優先順位を決め、今回こういう形でやりたいと思いますので、その点もご承知おきいただければと思います。長くなりましたが以上です。</p>
議 長	<p>検討会議について他にご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p> <p>(3) その他 (特になし)</p> <p>4 その他</p>

唐木義秋委員

唐澤忠委員

伊藤会長代理

(1) 農地相談会の報告 (農業振興部会)

・農地相談会についての報告 (日時・対応者・相談者・相談内容など)。

・参加者の中の新規就農希望者について補足説明。

・対応した新規就農希望者の相談に対して、農業委員が伝えられる情報や引き出しが少ないという反省点が浮かび、今後に対応マニュアルがあればさらに良いアドバイスができ、新規就農希望者のためになるのではないかという提案。

・マニュアルの作成に対しての協議を依頼。

・協議の結果、JAにある情報資料を役場に置き、新規就農者へ聞き取りのマニュアルを農業委員会で参考にさせてもらうようにしていくことに決定。

(2) その他

(特になし)

閉会

以上をもちまして第29回南箕輪村農業委員会総会を閉会します。

(午後3時45分終了)

以上、第29回農業委員会総会 議事録に相違ない事を証明します。

令和7年11月25日

議長

唐澤忠

議事録署名委員

太田和也

議事録署名委員

原聡美

